

学校法人香川栄養学園 監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は学校法人香川栄養学園寄付行為（以下「寄附行為」という。）第12条に定める監事が行う監査について必要な事項を定める。

(職務)

第2条 監事は、寄附行為第12条第3項の規定に基づき、理事の業務執行の状況、学校法人における業務の執行状況および財産の状況を監査すると共に、学校法人の健全な経営と発展のために学園運営全般にわたる監査を行う。

(監事の義務)

第3条 監事は、理事とはその職責を異にする役員であることを自覚し学園関係者並びに社会の負託と要請に応えなければならない。

2. 監事は、常に公正不偏の立場を保ち、かつ、職務上知り得た学園の秘密保持に十分配慮しなければならない。

(監事の権限)

第4条 監事は、寄附行為第12条第3項の規定に基づき、理事会および評議員会に出席し、業務又は財務の状況について監事の観点から意見を述べるほか、常任理事会その他必要と判断した会議に出席し意見を述べるができる。

2. 監事は、職務遂行に必要と判断した場合は次の書類を閲覧することができる。

- (1) 理事会その他の会議等の議事録等
- (2) 稟議書・報告書
- (3) 会計帳票および関連書類
- (4) その他職務遂行に必要な書類

3. 監事は、その職務遂行の為、必要と認める事項について、学園の教職員に対して説明を求めることができる。

(監査計画)

第5条 監事は、重要性・適時性など必要な要素を勘案し監査方針をたて、監査計画を立案しなければならない。

2. 監査計画は、監査の実施に際しあらかじめ理事長の承認を得る。

(業務監査)

第6条 監事は、学園の業務が法令、寄附行為等を遵守し適正に執行されているかどうかの検証をする為、以下の項目に視点を置き監査を実施する。

(1) 建学の精神又は社会の要請に適合していること。

(2) 事業計画・中期計画に適合していること。

2. 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監査計画により理事会その他の重要会議に出席することができる。

(会計監査)

第7条 監事は、会計業務が学校法人会計基準および学園経理規程に準拠して適正に処理されているかどうかを検証するため監査を実施する。

(監査の実施方法)

第8条 監査は書面監査およびヒヤリングにより行い監査調書に纏める。

2. 被監査部門の職員は、監事監査が円滑に遂行されるように協力しなければならない。

3. 監事は監査の実施に当たっては、学園の業務の円滑な遂行および教育研究の特性に十分配慮しなければならない。

(報告等)

第9条 監事は寄附行為第12条第3項第4号の定めにより毎会計年度、監査報告書を作成し当該会計年度終了後2ヵ月以内に理事会および評議員会に監査の実施状況とその結果を報告する。

2. 監事は監査の結果、寄附行為第12条2項第4号に該当する場合は理事会、評議員会に報告すると共に文部科学大臣に報告しなければならない。

(連携)

第10条 監事は財産の状況を監査するに当たり会計監査人から報告を求めると共に専門的な見地よりの調査を依頼することができる。

2. 監事は業務監査の実施に当たり必要に応じて内部監査人と協議を行い内部監査結果の報告を求めることができる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃については理事会の議を経て理事長が行う。

附則：この規程は令和2年4月1日より施行する。